

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

本校では、感染症による出席停止となった生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書を提出していただいています。しかし、インフルエンザについては出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）により、保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」の提出によって代替することができます。

なお、医師の診断により発症から5日を経過せずに登校が可能になった場合や、発症から5日を経過しても状態が回復しない場合は、再受診し、従来通り「学校で予防すべき感染症 治癒証明書」をご提出ください。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診後、医師に発症日、登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校（担任）に感染と発症日、登校可能予定日を報告
- (3) 「インフルエンザによる療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止の基準を満たしたら「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、薬の説明書等インフルエンザの罹患が証明できるもの（本人の氏名・日付があるもの）とともに学校に提出

【参考】

○インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」									
※「発症した後5日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります									
※「解熱した後2日」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日を経過した日となります									

○出席停止期間の目安表

発症日数		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目		発熱	発熱
		出席停止						登校可能		
例1	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発熱	発熱	発熱	発熱
		出席停止								
例1	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発熱	発熱	発熱
		出席停止								
例1	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発熱	発熱
		出席停止								
例1	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止								